

<参考資料4>

やまがた農業支援センター特別栽培農産物認証制度における農薬有効成分の化学合成の有無と節減対象農薬としてのカウントについて

	有効成分	主な商品名	化学合成の有無	使用回数(成分)	備考
殺虫剤	ミルベメクチン	コロマイト乳剤	無	0	有機農産物のJAS表B.1(30)
	スピノサド	スピノエース顆粒水和剤	無	0	〃 (32)
	BT(死菌)	トアローウ和剤 CT	無	0	〃 (22)
	テゾン	粘着くん水和剤	無	0	〃 (7)
	ヒドロキシプロピルテゾン	粘着くん液剤	有	1	
	還元澱粉糖化物液剤	エコピタ液剤	無	0	有機農産物のJAS非適合であるが特別栽培ではカウントしない
殺菌剤	塩基性硫酸銅	ICボルトー66D	有	0	有機農産物のJAS表B.1(18)
	塩基性塩化銅	ドライボルトーA	有	0	〃 (18)
	水酸化第二銅	コサイトボルトー	有	0	〃 (18)
	有機銅	キントー水和剤40	有	1	
	カスミマイシン	カスミン液剤	無	0	有機農産物のJAS表B.1(35)
	バリダマイシン	バリダシン液剤	無	0	微生物由来
	ポリオキシン複合体	ポリオキシンAL水和剤	無	0	〃
	ストレプトマイシン硫酸塩	アグレブト液剤	無	0	〃
殺虫・殺菌剤	オキシトレサイクリン	マイコシールド	無	0	〃
	脂肪酸グリセリド	サンクリスタル乳剤	有	0	有機農産物のJAS表B.1(8)
その他	オレイン酸ナトリウム	オレート液剤	有	1	
	炭酸カルシウム	クレフン	無	0	有機農産物のJAS表B.1(29)
	ジベレリン	ジベレリン粉末	有	1	

注) ① 本表は、令和3年11月現在で確認が取れたものである。

② 備考「有機農産物のJAS表B.1」はp24を参照。()の数字は、表の中で農薬に付した番号と対応する。

③ 今後、新たに確認された場合については、隨時追加・修正がある。

④ 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」以外では、見解が異なる場合がある。

⑤ 使用回数(成分)は、節減対象農薬としてのカウント。

<参考資料5>

指定種苗について

- ① 穀類の種子及び苗
- ② 豆類の種子及び苗
- ③ いも類の茎、根及び苗
- ④ 工芸農作物のうち、糖料、でんぷん、油脂料、香辛料及び薬料に利用される農作物の種子、苗、穂木、茎及び根
- ⑤ 野菜(食用に供される花きを含む。)の種子、苗、穂木、台木、茎、根、葉及び芽
- ⑥ 飼料作物の種子
- ⑦ 果樹のうち、あんず、いちじく、うめ、おうとう(かんかおうとう、さんかおうとう及びちゅうごくおうとうに限る。)、かき、かんきつ、キウイフルーツ、くり、くるみ、すもも、なし、びわ、ぶどう、もも及びりんごの苗木及び穂木
- ⑧ 花き(食用に供される花きを除く。)のうち、一<以下、省略>一
- ⑨ 芝草のうち、一<以下、省略>一
- ⑩ 種苗法施行令(平成十年政令第三百六十八号)第一条に掲げる種に属する植物の種苗

注) 平成十七年農林水産省告示第九百二十号(種苗法第二条第六項の規定に基づく指定種苗)